

# 重大事態への対応マニュアル（徳島市国府小学校）

## ★いじめ事案発生★

### (1) 組織員の構成

#### ①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主任・教育相談担当・学級担任・養護教諭）

#### ②外部人材を加えた組織

調査組織の構成：（スクールカウンセラー，学校評議員，青少年補導センター職員，少年補導職員，警察経験者（スクールサポーター），学校医等）

### (2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

## I 重大事態の発生（疑いを含む）

## II 所管教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

## III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

- ・公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。
  - ②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
  - ③調査を行うための第三者組織（スクールソーシャルワーカー，弁護士，精神科医，学識経験者）

## IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童，保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害児童・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体
- ③調査時期・期間
- ④調査項目
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果の提供

## V 調査組織で，事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照）

- ①文書情報の整理
- ②アンケート調査の実施（詳細調査の実施P17）
- ③聞き取り調査の実施（詳細調査の実施P18） → 時系列にまとめて分析する。
- ④情報の整理（詳細調査の実施P19）

## VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

## VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童に対して，事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童が不登校になっている場合は，学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。（詳細調査の実施P20）
- ・報告書の取りまとめをする。（詳細調査の実施P20）